第九条第二項中「法第百五条第五項の規定により」を「法第十二条の二第二項及び第百五条第五項において」に改め、「第十二条第五項」の下に「、第十二条の二第一項」を加える。

第九条の二中「法第十二条第六項」の下に「（法第十二条の二第二項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。）」を、「第三号被保険者」の下に「又は第三号被保険者であつた者」を加える。

第十二条第一項中「第三号被保険者」の下に「若しくは第三号被保険者であつた者」を加え、同条第二項中「その配偶者」を「第三号被保険者であつた者並びにこれらの配偶者」に改める。

第十三条第二項及び第三項中「法第十二条第五項」の下に「、第十二条の二第一項」を加え、「申出、申請又は」を削り、同条第四項中「法第十二条第八項」の下に「（法第十二条の二第二項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条」を「同表」に改め、同条第五項中「第一項」を「同項」に改め、「申出、申請又は」を削る。

第七十八条第一号中「氏名」の下に「、生年月日」を加える。

第七十八条の二第一号中「氏名」の下に「、生年月日」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（特定保険料納付申込書の記載事項）

第七十八条の二の二　令第十四条の十第一項の特定保険料納付申込書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　法附則第九条の四の三第一項の規定により特定保険料を納付しようとする期間

三　基礎年金番号

第七十八条の七中「追納」の下に「、法附則第九条の四の三第一項の規定による特定保険料の納付」を加える。

第八十二条中「令第十一条第一項」の下に「、令第十四条の十第一項若しくは平成二十四年年金確保支援法施行令第三条第一項」を加える。

第百十五条中「（大正十一年法律第七十号）」を削る。

附　則

この省令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。ただし、第七十八条第一号及び第七十八条の二第一号の改正規定、第七十八条の二の次に一条を加える改正規定並びに第七十八条の七及び第八十二条の改正規定は、平成二十七年二月一日から施行する。